

企画競争実施の公示

令和7年5月30日

中部地方整備局

中部道路メンテナンスセンター長 大津 智明

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 中部道路メンテナンスセンター広報業務

(2) 業務内容

暮らし・経済を支え、災害時には命をつなぐ道路の機能を維持するためメンテナンスは極めて重要である。

メンテナンスセンターでは、①道路施設の点検結果を用いた分析による構造物の劣化予測・修繕立案を行い、大規模な修繕を未然に防ぐ取り組み、②地方公共団体に対する道路保全に関する技術的相談窓口、研修会等による技術力向上の支援に取り組んでいる。

それらの取り組みにより、地域のインフラが良好な状態を保ち、地域に住まわれる方々の安心や経済活動の維持に貢献していることを内外に発信していく必要がある。

本業務は、道路施設のメンテナンスに関する知識や目的、必要性が立場（一般市民、道路管理者、設計・施工者）によって異なることから、ターゲットに合わせた広報媒体と広報内容を検討し、継続的な情報発信と効果検証に取り組むものである。

(3) 予定履行期間

契約締結の翌日～令和8年3月19日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 業務実績に関する要件

企画提案書の提出者（企業）に必要とされる同種又は類似業務の実績

企画提案書の提出者（企業）は、以下に示される同種又は類似業務について平成27年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有しなければならない。

なお、業務実績は公示日までに完了したものを対象とする。

同種業務：道路事業の広報計画を実施した業務

類似業務：広報又は広報計画を実施した業務

※広報計画とは、成果品としての広報計画のことであり、業務計画は除く。

- (7) 企画競争実施にかかる説明書の交付を3.(2)の方法により受けた者であること。
- (8) その他必要と認める要件
説明書に定める参考見積書を提出すること。

3. 手続等

- (1) 担当部局

〒461-0047

愛知県名古屋市東区大幸南1丁目1番15号

国土交通省中部地方整備局 中部道路メンテナンスセンター 総務課 経理係

電話052-722-7108 (内線222)

電子メール：cbr-chumc-kikan01@mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年5月30日から令和7年6月25日まで。

説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当まで連絡を行うこと。

- (3) 企画提案書の提出期限及び方法

令和7年6月25日16時00分まで。

原則として電子メールによる。

- (4) 説明会の日時及び場所等

本契約については、関係法令の定めるもののほか、説明書により履行するものとし説明会は実施しない。

- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本契約についてはヒアリング実施しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

- (4) その他の詳細は説明書による。